

飼い犬を散歩させるときは 必ずリードをつけましょう

飼い犬が他人をケガさせたことにより

約2,000万円の損害賠償

を負うことになった事例もあります。

(東京地判平成14年2月15日)



違反した場合、福岡県動物の愛護及び
管理に関する条例により5万円以下の
罰金又は科料に処せられます。

古賀市